

○文部科学省告示第百二十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月五日

文部科学大臣 下村 博文

十字架	舞人俑 (b)	舞人俑 (a)	俑「踊る婦人」	盤	壺 (c)	壺 (b)	鍾	壺 (a)	方鼎	罍		指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間
												平成二十七年八月 五日
												平成二十七年九月 三日から同年十二 月二十日まで
												MIHO MUSEUM 館長 辻 惟雄 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 株式会社京都新聞社 代表取締役社長 黒田 清喜 京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル 少将井町二百三十九
												MIHO MUSEUM 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 平成二十七年九月十五日から同年十二月十 三日まで

聖母像	聖母像浮彫	十字架ペンダント
同右	同右	同右
同右	同右	同右
同右	同右	同右
同右	同右	同右